

## 第21回始良中央地区合併協議会会議次第

日時 平成16年3月25日（木）午後1時30分から

場所 国分シビックセンター多目的ホール

### 1. 開 会

### 2. 会長あいさつ

### 3. 諸般の報告

### 4. 議 事

（継続協議事項）

（第19回資料）

(1) 協議第49号 町名・字名の取扱いについて(協定項目19) …………… 別冊 3

（第21回資料）

(2) 協議第14号－2 新市まちづくり計画について(協定項目6)…………… 別冊 1

（前回提案された事項）

（第20回資料）

(3) 協議第51号 学校教育事業の取扱いについて(協定項目25－20) …………… 別冊 1

### 5. 次回の協議・議決事項について

（提案説明）

（第21回資料）

(1) 協議第52号 社会教育事業の取扱いについて(協定項目25－22) …………… 別冊 2

(2) 協議第53号 第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて

(協定項目25－25－①) …………… 別冊 3

(3) 協議第54号 その他事業【企画関係事業】の取扱いについて

(協定項目25－27－②) …………… 別冊 4

### 6. その他

・平成16年度事務事業一元化等作業スケジュールについて

・次回の会議日程等について

### 7. 閉 会

会 議 出 席 者

|           |          |
|-----------|----------|
| 有村 久行委員   | 山口 茂喜委員  |
| 福島 英行委員   | 大庭 勝委員   |
| 前田 終止委員   | 脇元 敬委員   |
| 吉村 久則委員   | 湯前 則子委員  |
| 津田和 操委員   | 新村 俊委員   |
| 小原 健彦委員   | 宮田 揮彦委員  |
| 西村 新一郎委員  | 上村 哲也委員  |
| 笹峯 護委員    | 松山 典男委員  |
| 東麻生原 勉委員  | 石田 與一委員  |
| 池田 靖委員    | 永田 龍二委員  |
| 川畑 繁委員    | 徳永 麗子委員  |
| 徳田 和昭委員   | 砂田 光則委員  |
| 川東 清昭委員   | 松永 讓委員   |
| 常盤 信一委員   | 狩集 玲子委員  |
| 木場 幸一委員   | 児玉 實光委員  |
| 黒木 更生委員   | 原田 統之介委員 |
| 迫田 良信委員   | 八木 幸夫委員  |
| 浦野 義仁委員   | 林 麗子委員   |
| 稲垣 克己委員   |          |
| 川畑 征治委員   |          |
| 西 勇一委員    |          |
| 松枝 洋一郎委員  |          |
| 小久保 明和委員  |          |
| 諏訪 順子委員   |          |
| 延時 力蔵委員   |          |
| 今吉 耕夫委員   |          |
| 今島 光委員    |          |
| 秋峯 イクヨ委員  |          |
| 道祖瀬戸 謙二委員 |          |
| 森山 博文委員   |          |
| 東鶴 芳一委員   |          |
| 原 京子委員    |          |

会 議 欠 席 者

榎木 ヒサエ委員

岩崎 薩男委員

「開 会 午後 1時30分」

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

本日は始良中央地区合併協議会規約に定めます委員の方の2分の1以上の出席という定足数を満たしておりますので、ただいまから第**21**回始良中央地区合併協議会を開会いたします。なお、ご都合によりまして岩崎委員、榎木委員から本日の会議の欠席のお届けをいただいております。まず初めに始良中央地区合併協議会鶴丸会長がごあいさつを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

皆さんこんにちは。本日は第**21**回目になりますけれども、始良中央合併協議会の開催をさせていただきましたところ、大変年度末のお忙しい中、委員の方々にはご出席を賜り、誠にありがとうございます。なお、本日もまた、第**15**回目になりますけれども、議会の議員の任期及び定数に関する小委員会が開催されておりまして熱心に協議をいただいていることに対しまして厚く御礼を申し上げたいと思います。この**15**年度の合併協議会、今回で**15**年度の最後になるわけですが、これまで**51**の協定項目のうち**35**項目を提案し、ご承認をいただいているところでございます。これらの中には「合併までに調整する。」という表現を使ったものも幾つかございます。したがって、この「合併までに調整する。」という内容のものにつきましては、この協議会の下部組織でございます幹事会あるいは専門部会等で協議をして決定していくということになりますけれども、いずれにいたしましても調整項目の内容によりましては、予算との内容の関係で細部の詰めをするものも出てくるのではないかと考えております。**12**の専門部会、**51**の分科会がございまして、この縦、横の連携をとりながら今後進めていくということになるかと思っております。皆様方にはこれらの調整結果につきましては、その都度この会を通しましてご報告をさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくようお願い申し上げます。本日もたくさんの協議事項を掲げておりますけれども、長時間にわたる間、途中休憩も挟みながらまた進めさせていただきたいと思っておりますので、どうか実りの多い会になりますことをお願い申し上げます、あいさつに代えさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

これからの会議の進行につきましては、合併協議会規約に基づきまして会長が議長を務めて進行いたします。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、会議の議長を務めさせていただきます。委員の皆様の活発なご意見、ご協力よろしくお願いいたします。初めに会議次第第3の諸般の報告でございま

す。合併協議会の行事や事務局の動きなどにつきまして事務局の説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

それでは、諸般の報告を申し上げたいと思います。本日の会議資料、会議次第に続きます2ページ目に協議会の行事や事務局の動き等について整理をしておりますので、これに沿ってご説明を申し上げたいと思います。3月の4日でございますけれども、平成**15**年度の合併協議会の会計につきまして監査を行っていただきました。大人監査委員、それから永吉監査委員に1日かけて現在の協議会の予算の執行や事務の執行等の状況について監査をお願いいたしております。結果につきましては、おおむね良好な処理がなされているという報告をいただいております。それから、3月の**11**日は前回の協議会等が開催をされております。3月の**12**日でございますけれども、電算業務のヒアリングということで、いよいよ電算の開発業者、ベンダーが決定されましたので、早速その作業が始まっているところでございます。それから、3月の**18**日でございますけれども、第**21**回の幹事会を当多目的ホールで開催いたしております。これにつきましては本日提案いたします項目について協議を行っております。また、そのほか新市まちづくり計画の県との協議等も進めておるわけですけれども、これらの状況についての協議や、それから事務事業の一元化調整等の作業スケジュール等についてもそれぞれ打ち合わせ等を行っております。それから、同日に第**13**回のまちづくりプロジェクト会議を開催いたしております。これはいわゆる今の新市のまちづくり計画の県事業につきまして、特に県事業等につきましては、今、県の方と協議中ですが、計画案のいわゆる最後の方の修正、それから確認作業をこのプロジェクトのメンバーの方々と会議を行っております。それから、3月の**23**日でございますけれども、消防団長の方々と、それから消防担当の課長さん方、これを事務局一緒になりまして会議を開催させていただきました。それから、3月の**25**日が本日の会議でございます。先ほど会長のごあいさつにもありましたが、議会議員の定数及び任期に関する検討小委員会も午前中開催をさせていただきました。それから、今後の予定でございますけれども、3月の**29**日には、県の方で県内の各法定協の事務局長等の会議と、それから併せまして総務省の方からおいでいただきまして最近の合併を取り巻く状況等についての説明をいただくという形になっております。そのほか今後想定されております主な会議等について以下の表に整理をしておりますので、お目通しをいただきたいと思います。以上が諸般の状況の報告でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局より説明がございましたが、諸般の報告につきまして何かござ

いませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

今回それぞれの3月定例議会の中に電算システム関係の予算が出ております。このことにつきましてはそれぞれ議会で非常にこう議論されたところがございますけれども、9月の合併を問う承認案件があるわけですが、それ以前の予算ということで、いわゆる事前承認ではないかといったような声が聞かれております。そういう部分です、この電算システム関係の予算を計上された経緯について説明をお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今おっしゃるのは市町村がそれぞれ今組んでいる予算のことでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

電算部会の方から出されたのかどうかですね。そういう部分も含めてその予算をそれぞれの議会に提出するまでの至った経緯ですね、それをお願いしたいということでございます。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

協議会の中で各市町の予算の提案の仕方の部分まで私どもの方が触れるのは少し、どこまで触れていいのか少し判断が難しい面がございますけれども、いわゆる電算に必要な経費としての算定につきましては、今までも若干申し上げてまいりましたが、電算のいわゆるベンダーを選考する段階で必要な経費まで添えて提案をいただきまして選考したわけですが、それらを基にいたしまして電算の業務開発に必要な経費が算定をされていまして、これにつきましては電算部会等でその基礎的な整理をいたしたところがございます。したがって、それらの整理ができたものを協議会のそれぞれの分科会、部会等経まして確認いただきまして、それらの計上方について事務局の方からは各市町の方をお願いをしたというような経緯でございます。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

その電算システムの予算を計上する部分にあたりましてはですね、加治木、蒲生、始良で組織する法定協の中では、議長あるいは町長会の中で合併までは、合併が決定するまでは予算は計上しないといったような部分で新聞報道がされておりました。その中でもやはりその8か月程度のいわゆる期間が必要だということですね、17年の2月を合併の目標としてこの法定協議会も定めている。そういった関係上のこともあろうかというふうに思うわけですが、現実問題としてですね議会にいわゆる事前、事前承認という踏み絵をですねさせるようなものではないかというふうに私は思うわけですが。そういう部分です、実際に今回の3月予算の中で計上して承認されないとですねどうしてもいけないのかどう

か。そういった部分についてお伺いたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

この合併協議会すべての協議の状況については、合併協議会が最初スタートした段階で今後このような作業をこういうようなスケジュールで進めてまいりたいということで全体的なスケジュールをお示しし、そしてそれを協議会としてご承認をいただいたというふうに思っております。私どもはこの協議スケジュールに沿ってできるだけの作業を進めていくというのが現在の状況だというふうに理解しております。したがって、この電算の業務につきましても最初の状況よりもかなり遅れ込んだような形での結果になったわけですが、いわゆる平成17年の2月合併目標というこの協定項目の目標に沿って作業を進めているというところがございます。これらの作業をこれに進めていくためには当然に必要な予算であるということでこのような作業を進め、そして、今、説明、先ほど説明申し上げましたですが、各市町の方の予算についての計上をお願いしているというのが事務局としての立場だというふうに理解いたしております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

私はですねただいま質問したのは、どうしても今でなければいけないのかどうか。その辺についてですね具体的な報告がございませんので、もう1回お願いいたします。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

事務局としては、先ほど申し上げましたとおり、そういう最初の段階で協議スケジュールに沿った形で作業を進めるということで、当然それには必要な経費というのに伴ってまいりますのでございますし、そういう作業を私どもとしては進めたいかなきゃいけないというふうに思っております。したがって、この作業が仮にそういう予算的な面でそこら辺が想定したものから違うような結果が出るということになりますと、当然作業に影響、スケジュールに影響が出てくるというふうに判断せざるを得ないのかなというふうに思っております。したがって、今のところ私どもはそういうことで各市町の結果を今見守っているという状況だと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。（「はい、もう結構です。」という声あり）、ほかにございませんでしょうか。

[「なし」という声あり]

ほかにはないようでございますので、諸般の報告は終わらせていただきます。続きまして会議次第第4の議事に入ります。議事の(1)、協議第49号、町名・字名の取扱いについて（協定項目19）を議題といたします。本件につきましては前回の会議で幾つかの意見が出されましたので、継続協議となっておりますが、前回に引き続き協議をお願いするものでございます。前回の会議での主な意見、慣れ親しんできた既存の地域名から「町」の文字が消えると自治意識が低下するのではないとか、あるいは地域の歴史・文化の継承など考慮すべきであり、呼びやすい名称がいいのではないかと。体育館など公共施設の表示も書き直す必要がないのではないかと。先進事例も必ずしも統一したものではない。地域住民の意見を聞いてみる方法もあると。また、今国会に合併特例法、地方自治法の改正法案が上程されており、合併特例区や地域自治区の創設制度が盛り込まれているが、国会の審議の状況を見ながら協議した方がいいのではないかと。こういったものが主な意見でございました。本件は企画専門部会の所掌でございますが、部会及び事務局の方から前回の協議経過を踏まえて補足説明を行っていただきたいと思っております。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、補足説明を協議会事務局の方からさせていただきます。今日お配りいたしました「町名・字名の取扱いに関する追加資料」をちょっとご覧いただきたいと思っております。前回の協議会で町名・字名に関連がございましたので、合併新法案につきまして事務局の方から断片的に話をさせていただきました。繰り返しになる所もあらうと思っておりますけれども、説明をさせていただきたいと思っております。政府の方で平成16年3月8日の事務次官会議で市町村合併特例法の期限が平成17年3月末に切れた後のさらなる合併促進を定めた合併新法案を決定しております。この合併新法案につきましては三法案によりなっており、そこに書いてありますとおり、1番目に市町村の合併の特例に関する法律、二つ目が市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案、そして、3番目が地方自治法の一部を改正する法律案でございます。そして、3月9日に閣議決定を経て今国会に提出されております。また、今国会の会期予定につきましては1月19日より6月17日までの150日が予定されておるところでございます。先般第20回の協議会の町名・字名の取扱いについての協議の中で、先ほど議長からもありましたけれども、区制についての話がございましたので、今国会に上程されているただいま申しました合併新法案で区制に係る関係する所の概要説明をさせていただきたいと思っております。裏の方を見ていただきたいと思っております。この区制の取扱いにつきましては地域自治組織制度に関係がございまして、この制度につきましては、「地域の住民の意見を行政に反映させるとともに、行政と住民との連携の強化を



目的として市町村内の全部の区域に一定の区域を単位とする地域自治区を市町村の判断により設置することができることとする。」と地方自治法の一部を改正する法律案に規定されておるようでございます。この法人格を有しないこの地域自治区には、その図の真ん中に書いておりますけれども、「審議機能的な地域協議会」、そして、また、「執行機能的な事務所を置くものとする。」となっております。この地域協議会におきましては市町村長が協議会の構成員を選任する。そして、また、主な仕事といたしましては、市町村長の諮問に対して地域の意見をまとめて、そして答申をする。そして、また、下の方に\*で書いておりますけれども、「この構成員には報酬を給しないこととすることができる。」、そして、また、「構成員の任期は4年以内において条例で定める。」というようなことも書いてございます。それと「この事務所につきましては所長を、一般職の所長を置く。」、そして、また、「市町村の事務を分掌する。」というようなことが書いてございます。それと市町村長とこの地域自治区、そして住民との関係につきましてはイメージ図に示したような関係になるのではないのでしょうか。それと合併時の特例ということで合併特例法の一部を改正する法律案に規定されております。これが合併時の特例の下の所ですけれども、先ほど申しましたけれども、地方自治法には地域自治区についてうたってありましたけれども、この合併特例法の改正案につきましてもうたってございます。それで地方自治法の法案と違う所を中心ちょっと話をしてみたいと思っておりますけれども、地域自治区は法人格を有しないものである。そして新市の区域の一部の区域に1又は2以上の旧市町村単位に設けることができる。そして、また、設置する期間に限度がある。条例で定めなさいということになっております。それと、また、特別職の区長を置くことができる。そして、今日議題に上がっております住所、町名・字名なんですけれども、住所の表示には地域自治区の名称を冠する。「この地域自治区の名称については、何々区のほかに何々町、何々村と称することも可能である。」というふうに書いてあります。それと、また、法人格を有するものとして合併特例区というのも選択できるようになっております。これにつきましては「新市の区域の全部又は一部の区域に1又は2以上の旧市町村単位で設けることができる。」となっております。そしてこれにつきましても設置する期間が限定されておりますけれども、法案の中に「5年以下」と明記されております。それと、また、3番目になりますけれども、この設置については県知事の認可を受けなければいけない。そして、また、特別職の区長が置かれる。そしてこの区長は毎会計年度予算を作成しなければいけない。そして先ほどと一緒ですけれども、住所の表示には合併特例区の名称を冠する。これは上の地域自治区と一緒に。このように合併時に地域自治区又は合併特例区を設置して、かつ名称に「区」を使用した場合のみ町

名・字名に「区」を使用することができるということになります。そして先ほども言いましたけれども、この特例には期間に限定があり、期間満了に際しては上の地方自治法の改正に基づきまして「再度同じ地区に地域自治区を設置する時のみ区の名前を引き続いて使用することができる。」ということも書いてございます。それとこのこれらの法案につきましては、今、国会で審議入りしたということですが、けれども、「法律が成立したときは、公布の日から起算して6か月を超えない範囲において、政令で定める日から施行する。」ということもうたわれております。参考になりますけれども、欄外に「参考」で書いてありますけれども、従来は町名・字名に区を使用することができるのは指定都市、「50万人以上の所でなければ町名・字名に区は使えない。」ということも書いてあります。以上、今国会に上程されております法案についての説明を終わりますけれども、この区制導入につきましては、現時点におきましては法律がまだ成立していないということで、時間的な縛りがございますので、この町名・字名の取扱いについては現行法の中で協議をしていただければと考えております。以上で終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

前回提案されたものにつきましては、協定項目につきましては、第19回資料の別冊3に書いてあるとおりでございましたけれども、これに付言いたしまして今特別区の話と、それからこの提案とは別個に、この提案とは、資料をご覧になっていただきますと、例えば、国分市につきましては、「霧島市国分市何丁目」につきましては「霧島市国分何丁目」に置き換える。溝辺町については、「始良郡溝辺町」を「霧島市溝辺〇〇」に置き換えると、こういう形のものが提案であったわけです。これに対してございましたのは、区を設けたらどうかということと、例えば、「霧島市溝辺町竹子」と、こういう形にしたらどうかというのが議論の趣旨のようであったようでございます。引き続きこれにつきましてのご意見を交換をさせていただきたいと思いますが、今提案どおりでなくて、こういう方がいいのではないかとのご意見がございましたら、もう少し伺ってみたいと思います。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

前々回に配付されました資料の中に町名・字名の取扱いで三つのパターンが示されたと思います。それが前回も協議をされ、今回になったわけですが、この三つのパターン以外にできるのかどうか。その辺はどうお考えかお尋ねいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

三つのパターンのほかに各市町ばらばらにできるというのも先進地事例の方にあるようですので、その形もあるかというふうに思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

議論になっているのはですね、この前その三つのパターンを示して、一つのパターンをこの協議会としては事務局の方から、幹事会から提案がされたということで、そのパターン案と少し違った方がいいのではないかというご意見の中に延時委員がおっしゃいました、例えば、国分市を除く所の部分について考えるとしますと、「霧島市溝辺竹子」と、これを「霧島市溝辺町竹子」と、あるいは横川についても、他の所にも「町」を入れた方がいいんじゃないかと、こういうことだったのではないかと思いますが、同じような意見がございますか。はい、整理をしたいと思いますので、はい、稲垣さん。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

そういった場合、前回もそうだったんですが、国分市の場合と霧島町の場合が問題になると思うんですね。その場合の取扱いをすればこの、別に全部一緒にしなければならないということもないでしょうから、牧園とか、隼人とか、溝辺、横川、そういった所はですね今の、今、議長がおっしゃったようなパターンでもいいと思うんですけども、国分をどうするかですね。霧島をどうするか。そこを考えれば解決はつくと思うんですけどね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の提案、今の提案は、国分は「霧島市国分〇〇」、同じように霧島町につきましても「霧島市霧島〇〇」ですから、そこをさらにその国分市の所を何か違う意味で入れるということですか。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

いや、霧島はです、よろしいですか。霧島はその、例えば、「霧島市大窪何丁目」とか、「田口何丁目」とか、何丁目じゃない、何番地とかですね。国分の場合は国分市、「霧島市国分清水5丁目」とかいう感じでどうですか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今がそうになっているんじゃないでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

あとが、ほかが溝辺とかですね、隼人とか、そういった所をさっきおっしゃったみたいな町（まち）、町（ちょう）ですかね、それを入れれば。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今提案をしてある部分についてそれぞれ、例えば、国分と霧島だけは今のままで、ほかの所を提案どおり、いや、提案どおりで、ほかの所に、今、委員からあったようにすればいいのではないかというご意見なんですね。それは二通りですね。はい。はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

国分の場合は「国分清水何丁目」でいいわけですがけれども、ほかの町についてはほかの町の事情があると思いますので、個々に考えるというわけにいかないのでしょうか。統一ということじゃなくて、個々に考えるということ。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

議論、異論があればですね、もう今この提案で議論があるのであれば、町ごとに休憩しても構いませんし、特に異論がないので、ほかの所どっかありますか。今、隼人町はほかの所に言っていたいたんですが、隼人は隼人でいいんですか。隼人町でないといけないのですか、今の質問は。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）

各市町ばらばらでいいということでこうその協議をして、しようという話、決定すれば、それぞれの休憩をとってそれぞれの町で協議をして提案をすればどうなんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そこをちょっと整理をしてみましようかね。はい、西委員、はい。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

国分の場合は「霧島市国分下井」でいいと思うんですよ。それでほかの町の場合は町の事情があると思いますから、各、統一しないでいいものか。統一しないといけないものかということだけしていただければいいんじゃないでしょうか。統一しないでいけないのでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今の少し整理をしたいと思います。統一するのか、しないのかということによりまして、ばらばらでもいいよということであれば、ばらばらの部分を、協議会の委員が出てきておられますので、決定をしていただければいいと思いますが、まず、今、国分の方は出てまいりましたが、統一するのか。いや、この提案どおりでなくて、これは提案は統一しています。統一しているわけですね。「町」を全部抜きましようということ今提案をいたしているわけです。冠は付けますけれども、「町」を抜くというのが今の提案ですが、このとおりでいくのか。あるいはある町は自分の所は〇〇町と入れたいと。自分の所は入れなくてもいいと。そこはばらばらでもいいんじゃないかということで整理をするのか。そこを、そこについてご意見ございませんか。なければ、また決でお諮りをしたいと思います。何かございませんでしょうか。はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

できましたらですねひとつ、うちの特別委員会ではいわゆる提案された1案でいいんじゃないかというようなことで決定がされているわけですが、「町」があったり、なかったりですね、同じこう合併区の中にですね、合併地域の中に

「町」が入ったり、なかったりというのは非常にどんなもんかなあというふうに思います。したがって、私は1案の統一した形でお願いしたいというふうに考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、統一した方がいいということでございましたが、いかがですか。（「議長」と言う声あり）、はい。（「やはり休憩していただきたいと思います。」と言う声あり）、しばらくじゃあ休憩で、はい。ちょっと、はい、休憩をさせていただきます、はい。休憩中の発言で、はい。

「休憩 午後 2時04分」

---

「再開 午後 2時08分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

再開をいたします。再開をいたします。有村委員。

○始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）

溝辺の有村ですが、それぞれいろんな意見が出ましたけれども、やはりこの会を一旦休憩をさせていただきますして、それぞれの町の委員が相寄って、そして「町」を入れるか、入れないかということが主体になりましょう。その辺を協議をいただいて、そして代表者が決まったことを発表していただく。その発表いただいたものをこの会で承認いただくということでいかがでしょうか。（「異議なし」と言う声あり）

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今、有村委員の方から提案がございましたが、そういう取扱いをして差し支えございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

異議なしということでございますので、それでは、それぞれのまちにおいて検討していただくためにしばらく休憩をいたします。

「休憩 午後 2時09分」

---

「再開 午後 2時17分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をいたします。順次それでは発表をしていただきたいと思います。まず、国分市の方から、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

国分市は「霧島市国分中央3丁目」ということでいきたいと思っております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

- はい、ありがとうございます。提案どおりですね。はい、溝辺町。
- 始良中央地区合併協議会委員（有村 久行）  
溝辺町は「霧島市溝辺町（まち）」ということで。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）  
まちですね、呼び方はまちですね。はい。次に、横川町の方。
- 始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）  
はい、横川町も同じです。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）  
横川町（まち）ですか、町（ちょう）ですか。
- 始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）  
町（ちょう）は「まち」と通常は言いますが、漢字はもう「町（まち）」を、「町（ちょう）」を付けるわけですから、呼び名は「まち」とかねては呼びますが、同じ字です。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）  
はい、牧園町、はい。
- 始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）  
牧園町はですねどちらでも結構です。まず、ばらばらにこの新自治体名になるのであれば、是非慣れ親しんだ旧町（ちょう）を使っていただきたいと。だから、町（まち）を入れてくれと。しかし、新市が一体感を増すため統一イメージの努力をいろんな面においてしていると、そういうことであればですねこだわらないので、町（まち）を入れるなり、入れないなり、どちらでもいいです。そういう考えです。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）  
どちらでもいいことですか。
- 始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）  
はい。皆さんのそれに合わす。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）  
はい、霧島町です。
- 始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）  
はい、霧島です。霧島は第1案でいいということで。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）  
霧島ですね、「霧島市霧島」ですね。
- 始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）  
そうです。
- 始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、それから隼人。

○始良中央地区合併協議会委員（徳田 和昭）

「霧島市隼人町（ちょう）」でお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

では、福山。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

福山町は原案どおりですね、提案どおり「町」を抜くと、抜く。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

そいじゃあ牧園だけが。

○始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）

もう今大体、いいですか、見えましたので、ばらばらになりましたので、それこそ是非「町（まち）」をこの際入れてください、牧園町（ちょう）。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、それでは、一応整理ができたと思います。ちょっと事務局の方。

○始良中央地区合併協議会委員（津田和 操）

議長いいですか。今、意見を聞きますと、福山が1町「町」を入れないというような話のようですが、これは当然、意見として、これは私の意見です。統一した方がいいんじゃないかという意見があります。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、霧島町長。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

霧島はですねもう「町（まち）」を入れる必要はないということで「霧島市霧島田口何番地」ということで決まっています。本当はですね将来的にはやはり統一された方が私はいいのかなあと。牧園町長が言ったようにですね一体感も出てくるしですね、ばらばらよりも、私は統一された方がいいと思いますよ。はい。ただうちはそういうことです。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、よろしい、福山もそれでよろしゅうございますか。

○始良中央地区合併協議会委員（小原 健彦）

統一するというのであれば、それでも構わないと、「町」を付けてもいいと、こういう今打ち合わせた結果です。はい。統一するんだったら、そうでもいいんですよと。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

先ほどちょっと整理をさせていただいたのは、統一ではなくて、それぞれの所のご意見をまとめていただいたものを承認しましょうかということで再開をさせ

ていただいたところでございますが、またもう1回統一論に戻りますと、また、もう、はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

我がまちはそうすると「霧島市国分町下井」となるんですか。ちょっと、ちょっと絵になりませんねえ。ちょっと気を使ってください。私どもの方はもう国分向花町というのがあるんですけど、向花というのがあるんですけども、やっぱり「国分向花」でいきたいと、そのように思います。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

私がですね統一と、「統一」と言ったのは、どちらでもいいですが、いいんだらうけれども、やはりですね、例えば、うちの場合は「霧島市霧島」ですから、そういう呼び方の方がですね、将来的には同じような呼び方の方がいいんじゃないかと、「町」と言ったりですね、言わなかったりするよりもですね、その方がいいんじゃないかなあとと思いますが、それぞれの考え方ですからね。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

町長と国分市は一緒ですね、じゃあ考え方は。

○始良中央地区合併協議会委員（吉村 久則）

そうですね、はい。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

整理を先ほどさせていただいたのは、もう統一でなくて、それぞれお考えいただきましょうということで、今それぞれのまちでお考えいただいた部分をあとは承認をしていただくという取扱いをしましょうという形で整理をさせていただいたところがございますので、福山につきましても福山です。はい。はい、分かりました。そいじゃあ事務局ちょっと整理したのをもう1回読み上げてみていただけないでしょうか。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、整理をさせていただきたいと思います。協定項目の19、町名・字名の取扱いについて、まず、1、町・字の区域については、現行のとおりとする。2、町・字の名称については、次のとおりとする。1、国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。2、溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町（まち）〇〇」に置き換える。それから、3、横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町（まち）〇〇」に置き換える。4、牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町（まち）〇〇」に置き換える。5、霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。6、隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町（ちょう）〇〇」に置き換える。7、福山町については、「始良



郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇」に置き換える。ただし、大字の福山については「霧島市福山何々番地」とする。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局、部会長の方から整理をして発表がございましたが、このような取扱いをするということでご承認いただけますでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということで、そのように決定をさせていただきます。続きまして議事の2、協議第14号-2、新市のまちづくり計画について（協定項目6）を議題といたします。本件につきましては事務局の方から提案説明をお願いいたします。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（間手原 修）

説明に入ります前に、県協議の関係でどうしても皆さん方に資料の配付を遅れたことに対してまずお詫びを申し上げます。本日の配付資料と、それから前回**22日、23日**付で配った分でございます。それでは、協議第**14号-2**、別冊1の資料でございます。新市まちづくり計画について、協定項目で6でございます。新市まちづくり計画を次のとおり定めることについて協議を求める。新市まちづくり計画は別添、これにつきましては第**19回**協議会で承認いただきました修正案を基に考えております。別添新市まちづくり計画に定めるとおりとする。平成**16年3月25日**提出、会長名でございます。本計画につきましては、策定方針、骨子、原案、それから原案の修正につきましてその都度承認をいただきました。第**19回**協議会で承認していただきました計画で県と事前協議を行い、昨日までに協議が終了いたしましたので、その中で「追加修正した方がよい、より適切ではないか。」という意見が県の方からあった箇所につきまして事務局で検討し、結果、別紙のとおり変更するいたしました。この修正箇所を計画に反映して、これを最終的な新市まちづくり計画に定めたいということで提案をいたしております。なお、別途事前配付いたしました参考資料、括弧書きで「基礎データ」、**63**ページから**86**ページの参考資料でございますけれども、これも本体の計画書に追加したいということでございます。変更の主なものにつきまして説明をさせていただきます。1ページ目と2ページ目につきましては、県協議とは別に、前回の協議の後変更した方がよいと思われる箇所がございましたので、変更をいたします。1ページ目で番号で左の方に「1番」というふうに書いてあります。教育文化の所で右側の方にアンダーラインを引いておりますけれども、幼児教育関係が漏れているというようなことございましたので、このアンダーラインの「幼児教育環境の充実」というのを文言追加いたします。それから、2番目に、**40**ページになりますけれども、③で、情報ネットワークを生かした都市づくり

の中で、本日提案する企画のその他事業の中で、右側の方で変更案の所にアンダーラインを引いておりますけれども、「地域情報化計画策定」というのが出てまいります。それを本体に追加したいということで、関連でその下の主な事業、それから事業名の説明をいたしました。それが2番でございます。3番につきましては、52ページになりますけれども、「行政及び政策評価制度構築事業」という二つの評価制度で書いておりましたけれども、これを一本化する必要があるということで「行政評価制度構築事業」に改めるものでございます。2ページ目の3番につきましては関連でございます。それから、4番といたしまして、52ページ目になりますけれども、行政改革大綱関係を挿入する必要があるということでここに入れます。それから、3ページ目になります。第21回別冊1の追加資料ということで3ページ目から5ページ目を先般送付いたしましたものでございます。23日付で事前配付をいたしております。ここの関係が県との事前協議に伴う変更ということで、1番でございますけれども、生活環境分野の変更案の所にアンダーラインを引いておりますけれども、「消費生活の関係が必要じゃないか。」ということのご意見をいただきまして、消費生活の安定関係を挿入いたします。それから、2番でございますが、主な事業で治山事業を追加してほしいということで治山事業を追加いたしました。それから、資料の4ページ目でございます。変更をしている分の4ページ目でございますが、41ページになります、資料的には。ここの事業名で松くい虫関係が事業名の訂正を行っております。それから、17行目から20行の所に汚水関係等を文言で出しております。下の方の表もですけれども、文章と表中を汚水処理施設の整備として整理しました。それから、51ページです、整理番号で4番ですけれども、当初案では「人権の確立を目指す。」という文言を書いておりましたけれども、人権尊重、「人権尊重社会の実現のために」ということで文章の修正を行っております。その下の方につきましては関連でございます。それから、5ページ目に移ります。本体資料では56ページになりますけれども、新市における県事業の推進の所でございますが、ここにつきましては事業名の訂正、それから親水施設総合整備事業、これは削除でございますけれども、同じ所にある事業名で含まれているということで削除をいたしております。あとは基幹水利施設補修事業の追加、それから治山事業で事業名の訂正を行っております。それから、本日配付いたしました資料でございます。6ページというのがございますが、本体では10ページでございますけれども、合併による国・県の支援ということで普通交付税の説明ですけれども、より分かりやすく表現するべきであるというような県の意向がございまして、変更案のとおり修正したいということで、「合併がなかったものと仮定して毎年策定した普通交付税の額」というような形で修正をかけております。表中もこのように

書き換えました。より分かりやすく表現してくださいということでこのような形で整理をいたしております。以上6ページにわたりまして変更分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま県との事前協議等を踏まえまして文言等の修正をしたいということで提案がされたところがございますが、これらにつきまして皆様方の方から何かご質問・ご意見等ございませんでしょうか。特にございませんですか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様にお諮りいたします。事務局の提案では、この新市のまちづくり計画につきましては、今後の県知事との正式協議の日程があり、その都合の関係でございまして本日承認をしたもの、このとおりの提案するというご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第14号-2、新市のまちづくり計画について（協定項目6）は提案のとおり承認をされました。次に、協議事項(3)、協議第51号、学校教育事業の取扱いについて（協定項目25-20）を議題といたします。本件につきましては前回の会議でも教育専門部会から提案説明を行っておりますが、前回出されました質問・意見も含めまして補足説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部会長（川路 正）

教育副部会長の川路と申します。よろしくお願いいたします。第20回の協議会で提案説明させていただいているところでありますが、その後再度専門部会で内容を精査いたしましたところ、調整内容自体は変わりませんが、調整の具体的な内容の部分と各市町の現況調査の部分に一部不備がありましたので、お手元に配付しております正誤表のとおり訂正方をひとつよろしくお願いいたします。資料の訂正につきましては前回お配りいたしました第20回会議資料別冊1でございます。よろしくお願いいたします。1ページでございますけど、隼人町の中福良小学校の学級数の欄でございます。これは前回口頭で修正をお願いした分でございますけど、「38」が「4」に訂正でございます。同じく20回会議資料別冊1の1ページから2ページでございます。これは前回の質問で今後の計画等の欄は各市町から上がってきているものを書いているのか。実情を具体的に示せということでありましたので、欄外注釈で

「今後の計画等欄は、新市まちづくり計画ヒアリングシートにより学校教育施設関係主要事業を記載したものである。」と修正させていただきました。なお、各市町から出されている整備計画は今回追加資料としてお手元に配付させていただいておりますが、これは新市まちづくり計画ヒアリングシートよりの事業一覧でございます。2ページでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ご理解いただけましたでしょうか。

○始良中央地区合併協議会教育専門副会長（川路 正）

よろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

合併ヒアリングこのシートがございませうでしょうか、各市町村ごとの学校の整備計画ですね、これと、はい。はい、どうぞ。

○始良中央地区合併協議会教育専門副会長（川路 正）

よろしいですか。2ページでございます。調整の具体的内容欄でございます。

「将来的には、耐力度調査の実施状況、建築年次、直近の増改築の状況などを総合的に判断し、優先順位を検討することが必要である。」ということで、アンダーラインで修正箇所はしておりますけど、「なお、合併までに耐力度調査の実施状況、建築年次、直近の増改築の状況などを総合的に判断し、優先順位を検討する。」と訂正させていただきました。これは専門部会等で今後財政部会、新市の総合振興計画との調整が必要であると考え、そのような表現をしていましたが、今回事務局と再度協議しましたところ、教育専門部会においては向こう3か年程度の事業の優先順位は合併までに決定しておかなければいけないのではないかという指摘があり、このように訂正させていただきました。財政的な面もあるので、実施されるかは別に、担当課としての一応優先順位は付けるべきだということでございます。続きまして3ページでございます。これは溝辺町さんの方の修正でございますけど、アンダーラインの部分で右側の「大字有川全区域、大字竹子全区域、大字三繩全区域、大字麓のうち陵南小学校区域を除く区域」とさせていただきました。これは町から出された資料の間違いでありました。続きまして5ページでございます。横川町さんの部分でございますけど、補助対象、スクールバスの運行状況、スクールバスの必要経費、補助要件にちょっと間違いがございましたので、訂正をさせていただきます。補助対象につきましては、前は小学校のみうたっておりまして、小学校、中学生でございます。スクールバスの運行状況につきましてもアンダーラインのとおり修正方をひとつよろしくお願います。スクールバスの必要経費につきましては、前回「138万」が「147万」の誤りでございました。補助要件につきましても「片道6 km以上（一部5 km以

上)」が、「片道5km以上」が正しいですので、訂正方をお願いします。続きまして6ページでございます。これはスクールバスの後に「一部ふれあいバスを含む」を挿入させていただきました。一部ふれあいバスを利用されている市町がありますので、その部分に挿入をさせていただきました。以上であります。よろしくをお願いします。なお、補足説明であります。今説明しました以外はその後特に変更がございませんので、前回のご質問のあったことに回答いたしまして補足説明に代えさせていただきます。通学区域の問題でございます。通学区域につきましては、学校教育法施行令第5条第2項で「2校以上ある場合においては、教育委員会は、小学校、中学校を指定しなければならない。」となっております。そのようなことで、資料にありますとおり、各市町通学区域が指定されております。現在一部の地域で合併を機に通学区域の変更を要望されている地域がございます。今後そのような地域を、合併までに分科会等におきまして当該地域の絞り込みを行い、住民に対し意向調査を実施する計画でございます。そのようなことで仕事の流れといたしまして、その調査の内容を学校規模及び通学等、通学区域適正化審議会（仮称でございますけど）で検討し、その意見を教育委員会へ答申していただき、教育委員会で協議、決定され、通学区域の変更がなされることとなります。前回の質問で通学区域は当分の間の目安はどうかということでございますけど、変更がなされるにあたって一部の地域では教室数の問題などハード面が整備されないと変更ができないことも予想されますので、その間、その問題がクリアされるまでの間を想定しております。また、速やかに審議会を検討するの件でございますが、審議会の組織は合併後直ちに立ち上げたいと考えております。大きな枠組みの合併ですので、旧市町境を、市町境では諸々の問題が出てくると予想されますので、その問題が出てきた時点で審議会の方へ検討をお願いしたいと考えております。次に、学校規模の検討の時期並びに小規模校の統一、統合の件であります。小規模校には教職員と児童・生徒の人的なふれあい等の面で教育上の利点が非常によい面があります。また、統一、統合につきましては十分に地域住民の理解と協力を得て行うべきであると考えております。そのようなことで合併後新市において十分に時間をかけて検討する方法がよいのではないかと考えております。そのようなことで現在のところ学校規模の検討の時期等については検討しておりません。先進地につきましてもこのような方法をとられている所が多いようでございます。また、その審議会の性格、人数等でございますが、教育委員会の諮問機関として位置付けて、人員等につきましては、今後分科会、専門部会で国分市の規則等を基に十分に論議をして決めていきたいと考えております。続きまして特認制度についてでございますが、現在**38**名の方が制度を利用されております。この制度は当該教育委員会内での運用で行われている制度で

あります。ご質問の市町境を越えた特認校制度の運用であります。1市6町が新市になった場合、新市の教育委員会内での運用は可能であります。しかし、現在も枠があり、全員希望どおりとはいかないかと思っております。また、市町間を越えてあるいは県境を越えてとなりますと前例がなく、現時点では難しいと思われまます。続きまして自転車通学についてでございます。現在自転車通学に関することは各学校の校長の権限で実施されています。その実施にあたりましては、学校の地理的環境等を考慮し、PTA、保護者等と協議をして実施されています。ご質問の子供の間で不信感があり、市町ごとに違いがあれば、統一が必要ではないかということでありました。説明しましたとおり、各学校は、PTA、保護者等の協議の上、校長の権限で実施されている以上、統一は難しいものと考えております。ただそのような不信感があることは事実ですので、合併までに各学校の取扱いを調査し、少しでも不信感が取り除かれるよう各学校と協議してまいりたいと思っております。続きまして遠距離通学手段の件であります。調整内容でスクールバスのみをうたっておりましたが、ふれあいバスも利用されている所もありますので、調整の具体的内容の部分に「一部ふれあいバス等も含む」を挿入させていただいたところでありまます。結果としまして現在利用されているスクールバス、ふれあいバス等の通学手段は現行のままで引き継ぎ、企画部会等で現在検討されているコミュニティバスの導入の動向を見極めながら対応してまいりたいと考えております。奨学資金についてであります。現在1市6町で482名、2億6,734万3千円の貸し付けを行っております。この人たちの新市における取扱いですが、返還方法等につきましては、貸し付けた当時の条件を基本に置きますので、借りている人が現在よりも悪くなるようなことはないと考えております。以上で補足説明に代えさせていただきます。よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願い申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、協議に入りたいと思っております。本件につきまして補足説明等もなされたところでございますが、これらも含めましてご質問等、ご意見等があれば、承りしたいと思います。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

この前の協議会の時、協定、協議の中の2番目、いわゆる新市において速やかに学校規模及び通学区域等適正化審議会ということについて質問をいたしました。その性格とか、範囲とか、委員の数とか、そういったものを質問しましたが、先ほど説明をいただきまして、いわゆる合併を機に区域の変更を希望される地域があると、そういった所に対応するための通学区域等の適正化審議会というように理解をいたしました、今の質問では、そうすると全市を、今のこれによりまますと

「学校規模及び」とございますけれども、その学校規模というものについてもこの審議会でするのかどうかお尋ねをいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

学校規模につきましては、先ほど説明申し上げましたとおり、大変な地区住民、いろんな大変な問題でありますので、新市において十分に時間をかけて検討していただくこととしております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

そうであれば新しい審議会の名称をば「学校規模」というものを抜いた方がいいんじゃないですか。いわゆるこの合併をとということで新しいまちの基本理念というものをつくっていったと思います。そうして七つの、将来像を実現するための七つの柱というものをつくっていき、決定し、その中の一つに、いわゆる磨き合う所にこういったことを決めたと思います。「地域に根ざした特色ある学校教育を推進する都市づくり」というものをば決めていったと思います。このことは理念だと思えます、合併の。そうするとその理念と今おっしゃるこの問題との関わり、理念が立って行って、それに対するところの、それを具現するための審議会ではなくてはならない。今の学校規模という問題については大変大きな課題だと。したがって、これは十分検討していかなきゃならないということであればですよ、差し当たってこの通学区域の問題、ことが問題となっている。であれば通学距離だけを今審議会でするところの審議会がいいんじゃないだろうか。将来とも望んだのであればですね、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するための審議会、そういったものであれば全体的に包括できると思いますが、小さくこれは学校、いわゆる通学区域だけを今説明でございますので、この協定から「学校組織」というものは外した方がいいんじゃないですか。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

委員のおっしゃることはよく分かります。これは小規模校にかかわらず、逆に大規模校、国分におきましては今も言えばもう学校を二つに分けるといような実情が、現状がまいてあります。取りあえずそういうことで、逆に大きな学校を今二つに分けようということでこういう名前を一応付けさせていただきます。やがてはまた、さっきおっしゃいます小規模校についても、何年先になるかわかりませんが、そういう検討も必要ではないかと思っておりますけど、現時点では大きな学校、大規模校ですかね、もうどうしても二つに分けないといけないような事態がまいてありますので、そういうことで規模の問題も審議会の中で検討させていただくということにしております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今の答弁を聞きますとですよ、私の言った地域に根ざした特色ある学校づくり

というものは、小規模の学校の小さい所なりの区域を言っているもんじゃございません。私は都市的な機能を定めて大規模になった所もやはりそれなりにその地域に根ざした特色のある学校づくりを目指していくんだと思います。したがって、いわゆるマンモス校であっても、小規模校であっても、それぞれの地域の地域性に根ざした特色のある学校づくりというものを理念として掲げております。その理念に沿った審議会でなくてはならないと思います。もう少し言いますと、この審議会を立ち上げられるとするならば、目的の中にですね地域に根ざした特色ある学校づくりを推進するためにこの学校規模及び通学距離等の適正化を図っていくという目的をその中に出していただければ一応理解もされます。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

今言われたことは十分に検討して、今後そういう方向に持って行ってまいりたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

今の約束を忘れないで、しかも文章として出していただきたいと思います、審議会の文章の中で。言葉でこう話し合いをしたものはやがては消えていきます。残るのは、文章だけしか残らんとしますから、私が言ったそういった生活、性格、理念、そういったものをまず審議会の冒頭に書いていただくということに理解してよろしいですね。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにはございませんでしょうか。はい、川畑委員。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）

前回特認校制度についてお尋ねをしておりました。先ほどお答えをいただきましたが、合併して新市の教育委員会の協議だけで即、市町境を越えてと申し上げたのは、前回も、現在の合併なる前の市町境を越えたそういった学校に新市と発足と同時にその特認校制度を運用できるそういった方策が即とれるのかどうか。そこいらを、なぜこういったことを申し上げるかと申しますと、小さな学校の地域といいますか、そういった学校区ではやっぱり地道に力強く頑張っている地域があると、そのことが地域おこしなり、村おこし、そういった地域自治の原点になっていることをご理解いただいて、そのようなことを即運用できる、教育委員会の協議だけで、新市が発足をして新市の教育委員会で即そのことが運用できるのかどうかをお尋ねをいたします。



○隼人町学校教育課長（大迫 元信）

専門部会の、教育専門部会の大迫と申します。特認校制度は同じまちの中の区域外通学を認めることであります。ですから、先ほども説明いたしましたように、同じまちであればその教育委員会の決定で特認校の、特認校の学校に通うことが可能であります。ただ非常にまちが大きくなります。特認校に通う場合、通学の問題というのが非常に大きな問題になっております。現在隼人町では「自力通学ができる者」という条件を付けておりますので、そのような条件を付けながら幅広く活用、幅広い地域からその特認校の学校に通うこと等も考えることができます。

○始良中央地区合併協議会委員（川畑 繁）

分かりました。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんか。稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

1点だけお尋ねをしておきたいと思うんですが、例のあの小泉改革のですね三位一体改革の中で義務教育の国庫負担制度というのでも検討されているという状況下にありますね。この制度を維持されるというもとにこの計画がされたのか。そこあたりの関連をですねどのように協議をされたのかですねお尋ねしたいと思います。以上です。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

三位一体改革でございますけど、この私どもの専門部会ではそこまでは議論をしておりません。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。はい、福島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

済みません。5ページ、ちょっと教えてください。「遠距離通学費補助は原則として4 km、6 km」というのが書いてあります。この「原則として」というのは、この中学校の5 km以上に補助をやっている所が横川、牧園、隼人、3町あるようです。私どもの町も5 km以上にやっているんですが、これが6 kmとなりますと、現在今**29**名ぐらいいる中で、6 kmになると**21**名ぐらい即外れてしまうんですね。**29**人中**21**名が外れてしまうと。交付税対象キロで小学生が4 km、中学生が6 kmというのはよく分かりますけれども、現在対象として5 km以上をやっておる関係上、この「原則として」と書いてあるのは、今までのこの5 kmもそのまま使っていていいということであるんですか。「原則として」と書いてありますので、このこれがですねただもう、これが書いてなければ4 kmと6 kmでないといけない

ということになりますけれども、「原則として」と書いてある以上は5 kmもずうっといけるということで理解をしてもいいんでしょうか。それだけのことです。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

委員おっしゃる「原則」でございますけど、一応この問題につきましては、専門部会におきましては一応新市になった場合にはそういう、不公平感ですか、そういうのが出るといけないじゃないかということで4 km、6 kmを示しております。結論を申しますと、この原則論につきましては、今後合併までに調査作業を行ってまいります。そのような中でいろんな不都合が出てきた場合に対応していきたいという原則でございます、今言われる現行の対応についての表現ではございません。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

ちょっと分からないんですが、これをこのまま見るとですねどうしても前の5 kmの所もいいですよというふうになるんじゃないんですか。「原則として通学距離が小学生4 km以上又は、小学生4 km以上、中学生6 km以上の児童・生徒の保護者を」というふうにこう書いてありますが、5 kmの所は横川、牧園、隼人、3町あります。ここは今のままでずうっと当分はやっていいということに理解を私はしているんですが、この文でいけば。だから、もしこの「原則」というのがなければですね、当分の間、3年ぐらいはこのままとして、将来はどうしても6 kmにしますよというふうなですねことをこう協議会で決めて行ってほしいと。ただ、財政的なもんは、それはよく分かりますけれども、財政的な面だけで、ただ合併をですね進める中で財政的に本当に苦しいんだからポツという合併じゃなくて、やはり必要なものはやっぱり2、3年はそのままにとって住民にですね特別不利益が被らないような、将来3年とか、5年したらどうしてもこうなりますよというふうなですね合併というのもやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかと。財政的な面だけで、いやあ、もう本当にあいだからもう5 km、6 kmにというふうなですね合併の仕方というのは余りにも過ぎるんじゃないかと思っていると。その辺をちょっと、本当このままでいけるのか。その辺がですね、もうこの、これを見ると私はもういけるんじゃないかというふうに見ているんですけれども、以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

今、委員の方からございましたけれども、「原則として」と書いてあるということは、基本はそうだけれども、そういう移行の段階でそういう状況になった分については当分いくんですよということを示した原則ではないんですかという質問なんです。そこをお答えください。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

この原則に入れた分につきましては、実は事情とありまして、福山町さんがですね実際今度小学校を造られまして、造られた場所がちょっと離れた、**900m**か幾らか聞いておりますけど、離れた場所に造られまして、一応その学校を造る条件で、**3 km**の方が**6名**ですか、いらっしゃいまして、これは対象が**1年生**と**2年生**であるということで、そういう条件でされたということで一応「原則」というようない方をしてしておりますけど、この福山町さんにつきましても、**6名**の方は、対象が**1年から2年**ですので、あと**2、3年**でもう出てこないということで一応「原則は」として表現しております。ただ合併専門部会でそれ以外につきましては、さっき委員おっしゃるのはよく分かります。合併を機に逆にある程度統一をした方がいいんじゃないかということの専門部会の決定でございましたので、今日調整内容を提案させているところでございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

少し答弁の部分が、多分「原則」と言うんで例外というのがあるんでしようという質問だろうと思うんですよ。そこがそうですよという答え方と、この例外というのはもう特定の部分しか議論しておられませんかと言うと、先ほど福島委員が言われたこととちょっとかみ合わなくなりますという質問でしょう、質問の趣旨は。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

**3町**ですね違った所があるわけですので、「原則として」と入るればですね、どうしてもこの**3町**はこのままでという部分の解釈しかできないんですよ、私どもは。だれに読ませても恐らく、「原則として」とこいが書いてあると、今までの所はそのまま、原則として**4 km**から**6 km**だけど、中学校は**6 km**けども、**5 km**の所もありますよということですから、これはこのままでいいという理解をするんですが、その辺、部会で決められたということで、その、それが悪いとかないです。私の意見はそれで理解をしていいのか。そして、いや、そいじゃいかんとなれば、是非**2年**か**3年**、やはりこの状況の先延ばしを**2年**とかしてもらって、その後は**6 km**にいきますよ、交付税対象のでいきますよと。現在うちなんかは、さっきから言うように、**5 km**以上にやっているわけです。ところが、今ちょっと調べてみましたら、**29人**おるんですけれども、自転車通学が、その**21人**がその**6 km**以下に、**5 km**、**5.5**とか、そこに入るんです。その**2、3人**が入るんだったらまだいいんですけれども、もうほとんど大部分がそのそこに入っていて、もうすぐ**17年**からはカットせんないかと、改正をしてですねカットをされるということになりますので、その辺のご理解もお願いしたいと。だから、牧園、隼人もですねこの以下がありますよね。だから、これが何人いらっしゃるのかわかりませんが、できたらそんなふうをお願いをしたいということで、協議

会の中でちょっともんで、うんにゃそやさいもいかんと協議会でなればですね、それはもうさいも私もそゆしっくれということでありませんが、その要望なんです。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

専門部会としては今日提案しておりますああいう調整内容で提案させております。ただ委員がおっしゃいますように、この協議会の場で特例を認めると皆さん一致されれば、そういうふうにもう検討してまいりたいと考えております。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、西委員。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

一般的に言いますとね「原則」ということは自在ということなんですよ。役所じゃ違うんですか。だから、「4 km」、「5 km」で書いてあるわけだから、これは原則的にはこうだけでも、ほかにまた条件の違ったものがあつたときは、それにも応じますよとか、検討しますよとかという意味じゃないの。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

関連で、はい、延時委員。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

児童・生徒の遠距離通学者に関わる補助金の、補助金をするというのは法律行為だと思います。その中で小学生はおおむね4 km以内、中学はおおむね6 m以内と、以上ですか、以上を補助すると、それは法律行為だと思います。それをば5 kmに中学生の場合にする。あるいは、また、遠距離に関わる人に自転車の補助をするというのはそれぞれのまちの条例があると思います。条例まで勉強されたんですかね。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

分科会と、それと専門部会、条例等を持ち合わせて検討しております。

○始良中央地区合併協議会委員（延時 力蔵）

そうしますといわゆるそれぞれのまちがつくっております現在の条例をばどうしていくかというものが基本になってきますよね、合併と同時に。そういうことになると思います。そうしなければそれぞれの関係の町長さんも支出はできないはずですから、条例をどうするかというところですよ。十分検討して答弁をしてください。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

ご指摘がございます「原則として」は、逆に言えば、おっしゃるとおり、特例を認めることです。今後また分科会、専門部会で検討してまいりたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

○始良中央地区合併協議会委員（西 勇一）

議長、これからの答弁はやっぱりそん単刀直入に言ってもらわんと、**30分も、40分も**かかってもらっちゃ困りますよ。それから、もうできないのであれば、「原則」なんちゅう言葉を使わないことですな。「原則」というのは自在ということでもんね、どっちでもいけますよということだから。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、迫田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（迫田 良信）

ただいま検討されるということでございましたので、この通学補助につきましてはですね、例えば、その地域的な条件というのが、地理的条件というのがあるかと思えます。平坦な部分と山坂があるこの部分とではですね非常にその子供たちに対しては無理のある部分でございます。そういった部分で牧園あたりは非常にこの補助対象者が、そういう理由等もあろうかと思えますが、多いわけですね。やはりそういったこともひとつこう検討の中の一つとして是非取り上げていただきたいというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○始良中央地区合併協議会教育専門副部長（川路 正）

その辺のこと諸々検討してまいりたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

よろしゅうございますか。ほかにありますか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、委員の皆様方にお諮りいたします。この件につきましては提案のとおり承認することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということでございますので、協議第**51**号、学校教育事業の取扱いについて（協定項目**25-20**）は提案のとおり承認されました。ここで**10**分間程度休憩をしたいと思います。

「休憩 午後 3時25分」

---

「再開 午後 3時35分」

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、再開をいたします。続きまして会議次第第**5**の次回の協議事項についてを議題といたします。次回の協議事項でございますので、本日は事前提案という形で調整内容及び参考資料等について説明をさせていただき、協議につきましては次回でお願いすることになりますので、よろしくお願ひいたします。それ

では、会議次第第5の(1)、協議第52号、社会教育事業の取扱いについて（協定項目25-22）を議題といたします。本件は教育専門部会の所掌事務となっておりますので、教育専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。○始良中央地区合併協議会教育専門部会長（野村 定美）

それでは、社会教育事業の取扱いにつきまして事前提案として説明を申し上げます。資料といたしましては第21回資料別冊2といたしまして配付されておりますので、そちらの方の資料をご覧をいただきたいと思っております。協議第52号、社会教育の取扱いについて（協定項目25-22）でございます。社会教育の取扱いについて次のとおり協議を求めるものでございます。社会教育事業の取扱いにつきましては14項目により調整をいたしました。まず、1項目から3項目につきましては、社会教育施設、社会教育関連施設、社会体育施設に关します調整でございます。4項目では成人式の開催について調整、5項目につきましては運動会の開催に关しますこと、6項目では文化祭の取扱いについての調整、7項目といたしましては指定文化財の取扱いでございます。8項目では社会教育行政によります人権・同和教育に关します研修会等の調整事項として調整をいたしております。9項目におきましては潤いのあるまちづくり等のそれぞれの事業を総括しまして市民運動としての取扱いに关しますことの調整でございます。10項目から13項目につきましては、社会教育行政の中での条例委員であります社会教育委員、公民館運営審議会、文化財保護審議会、体育指導員設置の取扱いでございます。14項目では各種のスポーツ大会の取扱い、以上14項目によって調整をいたしたところでございます。それでは、項目順に調整内容につきまして資料に基づき説明を申し上げます。まず、1ページをお開きをいただきたいと思っております。まず、1項目について説明を申し上げます。社会教育法によります公民館の設置につきましては、「公民館は、市町村が設置する公民館、そしてこれ以外の場合には、公民館設置の目的を持って設立された法人でなければ設置することができない。」ということになっております。一般的に公民館と言いますと、今申しあげました市、町が設置しています公民館事業とあるいは集落や自治会等で管理運営されています公民館活動と混同されがちでありますけれども、社会教育法によります公民館事業と申しますと、定期講座を実施すること。講習会、講演会等の実施あるいは図書資料等を備えて、その利用を図ること。体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。各種の団体・機関等との連絡を図ること。集会等その他の公共的利用に供すること。この6項目を公民館事業として位置付けがなされているところであります。このようなことから集落や自治会等による公民館活動とは異なりますことをまずご確認をいただきたいと思っております。このようなことからいたしましてここでは社会教育法に基づきます公民館、公民館事業につ

いての協議でございます。そこで、公民館の名称はそれぞれ異なりますが、現在の市立公民館、町立公民館、中央公民館、それぞれに公民館事業が行われておりますので、新市となりましても現在の各市町の公民館を中心としまして現在のとおりに公民館事業を実施していくことを基本としていくこととして公民館の位置付けについてまず調整をいたしました。それと同じく条例公民館であります地区公民館の取扱いと並行しまして、教育委員会が所管し、先ほど申し上げました公民館事業を実施しています校区公民館、地区コミュニティセンター等におきましても現行のとおりに新市に引き継ぐことを基本理念といたしました。このようなことから1項目といたしまして新市に旧市町ごとに拠点公民館を置く。また、社会教育法に基づく公民館事業を実施している公民館は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は、合併までに調整するをいたしました。この使用料の調整につきましては、施設の建築年度、施設設備の内容あるいは研修室等の面積等を考慮いたしますと使用料を統一することは課題もあると判断しております。ただ休館日、使用時間等につきましては、見直しできるものについては、合併までに調整をするということでございます。次の2項目につきましては、1ページ、2ページは連動いたしておりますが、社会教育関連施設につきましては住民に広く活用されている現状でございます。この関連施設につきましても現行のとおりに新市に引き継ぐ。使用料、休館日、使用時間の調整につきましても先ほど申し上げました公民館の取扱いと同じ考え方でございまして、調整内容といたしまして社会教育関連施設は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は、合併までに調整するをいたしましたところでございます。3ページについてご説明を申し上げます。社会体育施設につきましても使用料等につきましては、光熱費の消費量等それぞれ施設によって差異はありますが、社会教育施設と同じ取扱いで調整することといたしました。ただ体育施設につきましては既存の使用料の設定時点で近隣市町の使用料等を参考に条例等で使用料を定めておりますので、そんなに大きな差がないのが現状でありますけれども、3項目といたしまして社会体育関連施設は、現行のとおりに新市に引き継ぐ。なお、使用料、休館日、使用時間等は、合併までに調整するをいたしましたところでございます。この「園」、「場」にいたしましては、スポーツ公園あるいは弓道場というものがおりますので、括弧書きでくくっているところでございます。次に、4ページでございます。この4項目、5項目、6項目では、成人式、運動会、文化祭の取扱いについて調整をいたしましたところでございます。まず、成人式の開催につきましても、都市部の一部ではございますが、成人式での騒動等が報道がなされております。しかし、1市6町におきます成人式の運営等につきましても、実行委員会の立ち上げをするなどして青年団あるいは高校生らのボランティア活動

等によってそれぞれに工夫がなされて運営がなされている現状でございます。新市としての一体性を考えますと新市での1箇所によります成人式の開催も協議したところでありますけれども、本年1月に開催されました1市6町の新成人者の出席者数は約**1,400**名でございます。さらに来賓、父兄等の参加状況等を加味して判断いたしますと、これを集客できる会場の問題等に課題もありますことから、成人式の開催につきましての調整といたしましては、4項目として成人式は旧市町ごとに現行のとおり開催する。エリアの問題や開催日の統一などは、新市において検討するといったところでございます。次に、5項目といたしましては運動会の開催について調整をいたしました。運動会につきましては、地域の活性化、住民の連帯感を保つなどの目的によりまして各市町においてそれぞれに段階的に改善されながら、よりベストな形態で長い歴史の中で継続されて実施されているものでございます。このことをば尊重して、地域の活性化と住民の連帯意識をさらに高めていただくよりよい催しであるということから、5項目といたしましては、運動会は、現行のとおり旧市町ごとの形態で新市に引き継ぐ。なお、新市運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえ検討すると調整したところでございます。市民運動会の開催は、新市において住民の意向を踏まえて検討するといったしたのは、新市の一体性を考慮して新市運動会の形態、例えば、市民体育大会なる競技別の種目別の市民大会が望ましいか、あるいは市民一堂に会しての運動会が望ましいかなど住民の意向を調査をし、そして研究しながら検討することからこのような調整内容といたしました。次に、文化祭の開催についての協議でございます。文化祭につきましては、一人でも多くの住民に舞台発表や作品展示の機会が得られることが望ましいこと。地域文化の発掘や地域交流による文化活動の活性化が図られること。そして現在各市町で開催されています文化祭は住民総参加によって作り出されていること。このようなことから文化祭は旧市町ごとにそれぞれ開催するといったしました。そしてより高尚な芸術文化に触れ、文化の相乗効果を高めるためにも現在地区文化祭が開催されているところではありますが、新市の文化祭の開催につきましては文化協会や市民の意向を踏まえて検討する必要があること。また、この催しにつきましては、農業祭、産業祭あるいは生涯学習推進大会などとのタイアップして文化祭、町民祭とそれぞれ位置付けがなされていますことから、これを含めて文化祭と位置付けまして、6項目といたしましては、文化祭は旧市町ごとにそれぞれ開催する。なお、新市文化祭の開催は、文化協会や住民の意向を踏まえ新市において検討するといったしました。次に、5ページについて説明いたします。文化財の取扱いでございます。ここでは指定文化財についての取扱いについて調整をいたしましたところでございます。文化財につきましては、文化財保護法の定めのとおり、文化財を保護し、その活



用を図らなければなりません。そして地方公共団体の任務として文化財は我が国の歴史としてその保存、保護、活用に努めなければならないところであります。このようなことから7項目といたしましては、指定文化財は、現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。次に、人権・同和教育についての取扱いであります。各市町の教育委員会におきましては、人権を尊重し、思いやりのあるまちづくりに努められている現状でございます。人権・同和教育につきましては、広報誌による人権啓発活動、講演会、人権セミナーなど積極的に実施されているところであります。新市におきましても継続してますます充実した事業展開が必要でありますことから、8項目といたしましては、人権・同和教育は、現行のとおり新市に引き継ぐ。具体的方策、事業内容等は、合併までに調整するいたしました。この具体的方策、事業内容と申しますと、人権・同和教育の講演会の開催とか、人権セミナーの開催、こういったことを合併までに調整するという位置付けをしているところでございます。次の9項目でありますけれども、市民運動につきましては明るいまちづくりの推進といたしまして幅広い分野での事業であります。各市町におきましては、あいさつ運動や美化活動、花いっぱい活動、そして青少年育成に関します推進事業等がございます。このような事業につきましては、教育長部局だけで事業推進を図るものではなくて、首長部局と一体となった取り組みを行うことがより効果的でございます。このようなことから現在国分市で市民運動として道義高揚運動が推進がなされております。この道義高揚運動は、首長部局、教育長部局の全庁的な取り組みを行うことが大事なことでありますことから、9項目といたしまして市民運動は、新市において国分市の例を参考に全庁体制で推進組織を整備し、新市全域への運動の広がりを目指すとしたところでございます。このことにつきましては市長、町長部局の総務部会との総合調整を図りながら協議を進めていくこととなります。次の6ページにつきましては社会教育分野によります条例委員の取扱いでございます。まず、社会教育委員についてありますが、社会教育委員の任務につきましては教育委員会の諮問機関でございます。条例委員の構成につきましては、社会教育法によりまして学校教育あるいは社会教育の関係者から構成がなされております。このようなことから社会教育委員につきましては、**10**項目といたしまして新市に社会教育委員を置く。人数、選出方法は、合併までに調整するいたしました。**10**項目として公民館運営審議会の調整でございます。公民館運営審議会の構成は法的にも社会教育委員と同じでございます。公民館運営審議会の職務につきましては館長の諮問に応じて公民館における各種事業の企画実施につき調査、審議するものでございます。このことにつきましては、1項目として説明いたしましたとおり、現在の市、町が設置しています公民館を、新市ではこれを拠点公民館として位置付けをするとい

しましたことから、**11**項目として新市に各拠点公民館、現在の各市町の中央公民館等でございますが、公民館ごとに公民館運営審議会を置く。それぞれの人数、選出方法は、合併までに調整するといったところでございます。**12**項目では文化財保護審議会でございます。文化財保護審議会の目的につきましては資料にまとめてありますので、ご覧をいただきたいと思っております。このようなことから**12**項目といたしまして新市に文化財保護審議会を置く。人数、選出方法は、合併までに調整するといったしました。今説明を申し上げました社会教育委員、公民館運営審議会の委員、文化財保護審議会の委員の人数につきましては当然条例で定めることとなりますので、合併までに条例整備が必要でありますことから調整をするといったしました。選出方法につきましては、法の定めによる構成となるわけですが、地域等を十分に配慮することを意図しているところでございます。**13**項目としては体育指導員の取扱いであります。各市町のスポーツ活動の状況等につきましては、集落単位あるいは校区単位、職場単位あるいはサークル単位での軽スポーツを含めて活動が盛んでございます。年間での各種の大会など活発に開催されている状況でもございます。また、6項目で説明いたしましたとおり、運動会につきましても集落単位、いろいろ工夫がなされ活発に展開がなされております。このようなことから体育指導員の出番、役割は大きなものがありますことから、合併後の2年間は現行の定数でスポーツの振興を図りたいということから、**13**項目といたしましては、体育指導員は平成**18**年度まで現行のと通りの定数とし、平成**19**年度以降は新市において検討するといったしました。この「**18**年度まで現行のと通りの定数とし」といたしましたのは、現在各市町の教育委員会におきましていずれも任期を2年と教育委員会の規則で定めておりますことから、合併の初年度、**17**年、**18**年の2年を1期とした考え方でこのような調整をいたしました。そして「**19**年度以降の新市において検討する」といたしましたのは、現在の市町間の全体的に見計らいながら検討する必要があることからこのような調整をいたしましたところでございます。次に、7ページ、8ページであります。各種のスポーツ大会についての取扱いでございます。資料に示しておりますとおり、各市町では大変多くのスポーツ大会が開催されている現状でございます。これには現在市あるいは町外からの参加を募って行っていますスポーツイベントと市民、町民を対象として体育協会、そして連盟等が主体となって実施されている種目別の大会等が積極的に実施されている現状でございます。このようなことから**14**項目として市・町外から参加者のあるスポーツイベントで内容、開催時期が類似しているものは、合併までに調整する。その他スポーツ行事は、現行のとおり新市に引き継ぐということの調整内容としたところであります。まず、市あるいは町外からの参加を募って行っていますスポーツイベントを拾ってみますと、国分

市の国分縄文の森駅伝、溝辺のグリーンエアポート完走歩大会、福山町の福の国めぐりウォーク、隼人町の天降川リバーサイドマラソンなどの催しがありますことから、特に開催時期について調整する必要があると判断いたしているところでございます。また、8ページの方の右端に調整の具体的内容といたしまして示しておりますが、それぞれのイベントには各地域の伝統や特性がありますことから、これを十分配慮しなければならないこと。そして合併記念イベントとしての位置付けられないかなど今後検討していくことも必要であるのではとの考え方から協議しているところであります。商工観光課などで実施されています市あるいは町外から参加者を募って実施されていますイベントもでございますけれども、ここでは社会教育行政の中で実施いたしておりますスポーツイベントについて協議をいたしたところであります。それと市民、町民を対象として体育協会、連盟等が主体となって実施されている各種目の大会等につきましては、住民のふれあいと親睦、地域の活性化と併せ健康づくりや競技力の向上などの目的で積極的に開催がなされております。そしてスポーツ振興に役立てておりますことから、他のスポーツ行事は、現行のまま新市に引き継ぐといたしたところでございます。以上、社会教育事業の取扱いについての説明を終わります。よろしくお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま教育専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等はございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

特になし、質問等がないようでございますので、協議第52号、社会教育事業の取扱いについて（協定項目25-22）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(2)、協議第53号、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて（協定項目25-25-①）を議題といたします。本件は公営企業等専門部会の所掌事務となっておりますので、公営企業等専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会公営企業等専門副部会長（後藤 辰美）

公営企業等専門部会の副部会長をしております霧島町の後藤でございます。それでは、協議第53号、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いについて（協定項目25-25-①）、別冊3でございますけれども、第三セクター等関係事業【第三セクター】の取扱いにつきまして次のとおり協議を求めるものでございます。それでは、説明に入らせていただきますけれども、まず初めに第三セクターの取扱いでございますが、市町が団体への資本金、基本金の2分の1以上の出資をしている場合で、経営等に関わっているものを第三セクターとして協

議してまいりました。今回1市6町の中でこの要件に該当するものは霧島町の霧島神話の里公園株式会社1件のみでございます。次に、その第三セクター管理運営につきましてでございますが、正式名称は霧島神話の里公園株式会社でございます。当公園は、霧島地域の観光の浮揚策の一環として、また、観光客の足止め策として、自然環境を生かした公園施設を効率的に活用し、観光と農業の振興により地域活性化を図ることを目的に平成3年7月にオープンいたしました。オープンから約3年間管理組合方式で運営してまいりましたが、運営、経営方式に民活を取り入れ、より効率的な公園事業の展開を図るため、平成6年4月第三セクター方式を導入し、現在に至っております。なお、第三セクターへの町職員の出向はいたしておりません。当公園の施設等につきましては、町が整備した物を第三セクターとの間で賃貸契約し管理運営いたしております。土地につきましては株式会社植村組よりの借地であります。現在**10**年間の借地契約を結びまして期間が平成**20**年3月**30**日までとなっております。出資比率につきましては、霧島町が**51**%、植村組が**49**%の比率であります。なお、役員につきましては、代表取締役社長1名、取締役3名でありまして、現在代表取締役社長は筆頭株主であります吉村久則霧島町長が務めております。続きまして添付資料のご説明を申し上げたいと思います。開けていただきまして3ページから4ページをご覧くださいと思います。神話の里公園整備施設の内容でございますが、別紙でお配りいたしている、お手元にこういうパンフレットが、リーフレットがあるかと思いますが、それをご覧くださいまして、開けていただきたいと思いますが、表紙から開けていただきまして1ページでございますが、全体、この公園の全体図でございます。左の上の方でございますが、ここが頂上でございます、展望広場、約**670**mの標高、**670**mの標高の所でございます、展望広場、ここからかかっておりますのが**221**mの遊覧リフト、それから頂上からスーパースライダー、これか**391**mでございます。それと右の方に**600**mのグラススキー場が展開しております。遊具施設、クラブハウスの周辺には、ちびっ子広場、動物園、パターゴルフ、それからファンシースライダーなどが整備してございます。中腹には多目的に利用できるイベント広場や神話館、また、その周辺には**500**本程度の桜やツツジが植栽してございます。なお、駐車場とリフト場を結ぶロードトレイン（通称「ポッポ号」と申しておりますけれども）がございます。さらに、国道**223**号線沿いにはレストランや特産品の販売のほっと霧島館、そして農産加工品等を置いておりますよかもん市等がございます。平成6年4月には道の駅としても登録されております。遊具施設の料金等も記載してありますので、リーフレットの方をご覧くださいと思います。その次に、添付資料の8ページでございますが、神話の里の公園の定款となっております。第1章が総則、第2章が株式について

記載してありますので、ご覧いただきたいと思ひます。恐れ入りますが、6ページに戻りますけれども、組織図でございます。先ほど申し上げました上段より、上の段より2行目までは取締役、それ以降が支配人、従業員でございますが、支配人、副支配人であります。それから各セクションとなっております。左より庶務、会計、予約等を主とした総務課、中ほどが売店、レストラン等の調理販売課、最後に遊具等に関わる業務課に分かれております。現在従業員は9名でございます。次に、7ページでございますが、年度別損益実績の一覧表でございます。一番上の行が年度別の売り上げでございます。見ていただきますと、平成7・8年が一番の売り上げで約2億前後でございます。現在は1億5千万円前後で推移しております。平成15年度も1億5千万程度になる見込みでございます。それから、中ほどに記載してあります経費等の所はご覧いただきまして、一番下の欄が年度別の経常利益でございます。当初は赤字等で推移しておりましたが、平成13年度より黒字に転換し、現在平成15年度においても約600万程度の黒字が見込まれるのではないかと考えております。今現在の神話の里公園における借入金は、借り入れのお金はないというところでございます。なお、第三セクターの相手方の上村組に対しましても新市移行の案件につきましては調整、協議済みでございます。以上のようなことから霧島神話の里公園株式会社については、現行のとおり新市に引き継ぐといたします。以上、ご説明申し上げましたが、ご審議いただきたいと思ひます。終わります。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま公営企業等専門部会の方から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんでしょうか。特にご質問ないでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

なければ、この協議第53号、第三セクター等関係事業の取扱いについて（協定項目25-25-①）は終わらせていただきます。次に、会議次第5の(3)、協議第54号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて（協定項目25-27-②）を議題といたします。本件は企画専門部会の所掌事務となっておりますので、企画専門部会の方から提案説明をお願いいたします。はい、部会長。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

それでは、資料別冊4を開いてください。協議第54号、その他事業【企画関係事業】の取扱いについて、協定項目は25-27-②でございます。次のとおり協議を求めます。6件ほどございます。1、総合計画については、新市において速やかに新市まちづくり計画を基本に策定する。なお、併せて実施計画を総合計画に基づいて実施する、基づいて策定する。2、過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。3、辺地計画については、現行のとおり新市に引

き継ぐ。なお、新市において新たに辺地として指定できる地域については辺地計画を策定する。4、宅地造成・分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、定住促進に関する補助制度については現行のとおり新市に引き継ぎ、補助制度期限後は新市において調整する。5、地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定する。6、ケーブルテレビ事業については、溝辺町で実施している事業は新市に引き継ぎ、平成**19**年度までは現行のとおり運営する。なお、平成**20**年度以降の運営方法については、新市において調整する。ケーブルテレビ未整備地域については、財政状況等を勘案しながら新市において調整する。それでは、順を追って協議の経過について説明を申し上げます。1ページの所に総括表を載せております。それでは、まず1番目の総合計画についてですが、2ページ、3ページをご覧いただきたいと思います。地方自治法第2条第4項で「市町村は、地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定め、これに即して行わなければならない。」というふうなうたっておりますので、現在1市6町ともそれぞれ総合計画を策定しております。なお、新市においても当然総合計画を策定する必要がありますので、調整案といたしまして総合計画については、新市において速やかに新市まちづくり計画、今、合併協議会で作っていただいております計画ですが、これを基本に策定するといたしました。なお、併せまして実施計画を総合計画に基づいて策定するといたしました。それでは、続きまして過疎地域自立促進計画についてですが、4ページと5ページをご覧いただきたいと思います。この計画の基になっております過疎地域自立促進特別措置法は平成**12**年度から平成**21**年度までの**10**年間の時限立法であります。この法律の目的は、「人口の著しい減少に伴って地域の活力が低下し、生産機能及び生活環境等の整備が他の地域に比較して低位にある地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するために必要な特別措置を講じることにより、これからの自立促進を図り、もって住民福祉の向上、雇用の拡大、地域格差の是正及び美しく風格ある国土の形成に寄与する。」というふうなうたっております。現在横川町、牧園町、福山町が過疎地域の指定を受けて5年ごとの過疎地域自立促進計画を策定をしております。また、霧島町が平成**12**年度から指定を外れておりますが、平成**16**年度までの5年間特定市町村として計画を策定して財政支援を受けております。過疎の指定は、人口の減少率、高齢化率、若年者比率、財政力指数等で指定をされます。過疎地域の指定の範囲は市町村全域が対象ですので、合併した場合、過疎地域から外れることもありますが、過疎地域自立促進特別措置法第**33**条で「合併の前日に過疎地域であった区域は、合併してもその地域を過疎地域とみなす。」とする条項がありますので、旧横川町、旧牧園町、旧福山町の地域は平成**21**年度までは過疎地域の指定を受けることにな

ります。なお、この法律の第6条第1項で「過疎地域の市町村は、自立促進方針に基づき過疎地域自立促進市町村計画を定めて、議会の議決を経て、総務大臣等に提出しなければならない。」と計画策定の義務を課しております。以上のようなことから調整案といたしまして過疎地域自立促進計画については、現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。続きまして3番目の辺地計画についてですが、6ページ、7ページをご覧いただきたいと思います。この計画の基になっております辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置法に関する法律は、「低い生活水準に置かれている辺地の住民の福祉の向上を図るために辺地を包括する市町村に計画的な整備を促進するための必要な財政上の特別措置等を行う。」と規定されております。辺地の区域指定は、行政区全体が指定されている先ほどの過疎地域指定とは違ひまして、一部の区域の指定であります。指定の要件は、5 = 以内に50人の人口があつて、指定地域の中心地からの小学校、中学校、高等学校、医療機関、役場等への距離、それから鉄道や定期バスの運行回数等で算出される点数で辺地地域が指定されることになっております。現在1市6町で指定されている箇所は、国分市に7箇所、横川町に4箇所、牧園町に4箇所、霧島町に3箇所あります。そのうち計画を策定しているのは、国分市の1箇所、横川町はございません。牧園町2箇所、霧島町の3箇所、計6箇所の計画を策定をいたしております。なお、この法律の第3条第1項で「公共施設の総合的な整備をしようとする市町村は、辺地総合整備計画を定めて、議会の議決を経て、総務大臣に提出しなければならない。」と計画策定の義務が課してございます。以上のようなことから調整案といたしまして辺地計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、合併することによりまして役場本庁舎の位置が変わり、辺地として指定できる地域も出てくることから、新市において新たに辺地として指定できる地域については辺地計画を策定するといたしました。続いて定住促進の宅地造成・分譲事業についてですが、資料の8ページから9ページをご覧いただきたいと思います。この宅地造成・分譲事業につきましても、市町が関係している部分につきましてもは、横川町の委託事業として鹿児島県町村土地開発公社横川町支社が住宅団地造成事業を行っております。また、参考として載せておりますが、国分市、溝辺町、隼人町、福山町がそれぞれ土地開発公社のプロパー事業として住宅団地造成事業を行っております。このプロパー事業につきましてもは公営企業部会の土地開発公社の所で協議をしていただくということで、ここでは横川町の住宅団地造成事業だけを協議をさせていただきました。当然新市になつても継続すべき事業でありますので、調整案といたしまして宅地造成・分譲事業については、現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。また、横川町、牧園町、霧島町で定住促進を図るための補助制度を行っておりますが、これにつきましても

は人口減を補うための制度として新市においても継続すべきであるということから現行のとおり新市に引き継ぐといたしました。ただし、一部地域だけの補助をずっと続けていくというのは検討の必要があるということから、補助に期限があるものについては期限までの補助とし、その後は新市において調整するといたしました。続いて5番目の地域情報化についてですが、**10**ページをご覧くださいと思います。現在のところ1市6町とも地域情報化計画は策定をいたしておりません。関連として国分市、隼人町がテレピア事業、それから牧園町が民放テレビ難視聴解消事業を行っております。新市にあつては、新市の住民の一体化の醸成、それから地域が抱える課題、例えば、地方分権への対応、少子・高齢化への対応、行政区域の拡大への対応がありますが、これらの課題に対応していくために情報通信技術の活用は大変重要なこととございます。地域情報化に対する具体的な取り組みといたしましては、情報の入手方法、インターネットの利用状況、情報に対するニーズ等を調査しながら、子育て、医療、気象、防災、教育、文化、産業、観光などの情報をホームページに提供するとともに、情報通信基盤の調査、検討、それから高速通信回線網の拡充、ケーブルテレビジョンの検討、電子自治体の構築等が考えられます。新市において、これらの現状を踏まえながら、新市のまちづくり計画を効果的に推進するために情報通信技術の便益を最大限に引き出して安全で豊かな活力ある新市の地域社会を形成するために調整案といたしまして地域情報化については、新市において地域情報化計画を速やかに策定するといたしました。続いて最後のケーブルテレビ事業についてですが、この事業は地域情報化の中に含まれる内容であります。大きな事業でありましたので、個別に挙げさせていただきました。**11**ページをご覧くださいと思います。現在行政が行っている所は溝辺町でございます。平成**15**年度の7月から工事をされ、現在南九州ケーブルテレビネット株式会社に委託して試験放送中ですが、今年4月から正式に放送を開始される予定であります。また、国分市、隼人町の市街地域で同じ南九州ケーブルテレビネット株式会社が民間事業としてテレビとインターネットのサービスを提供をされております。それから、牧園町の下中津川地区にダイワハウス工業が宅地分譲されておりますが、この地域もこれから南九州ケーブルテレビネット株式会社がサービスを提供されることになっております。溝辺町のケーブルテレビ事業は、テレビ難視聴対策、行政連絡、地域情報の提供、高速インターネットを利用したサービス提供を行っておりますが、溝辺町の行政連絡を流すということで、加入負担金、基本使用料とも個人の負担はありません。また、民間に加入されている国分市、隼人町、牧園町の方々は、加入金は、当初のうちは6万円、現在は2万円ほどに安くなってございますが、払っておられます。また、基本使用料も毎月千円を支払っておられます。今後新市



全体にどのような方法でケーブルテレビ事業を拡大していくかではありますが、サービスのされていない地域を行政で実施した場合ということで工事見積りの試算を行いました。新市全体で約**60億**かかるようであります。また、南九州ケーブルテレビ株式会社さんにエリアを拡大していただく方法もありますが、採算面を考えると人口の少ない所にはサービスはなかなか難しいことも考えられます。このようなことからケーブルテレビ事業の今後につきましては、事業費は高くなるが、市民全体にサービスを提供するには、民間にお願いする所はお願いしながらも、それ以外の地域についてはやはり行政でやるべきであるとの結論に専門部会ではなりました。合併時には当面溝辺町のケーブルテレビ事業を引き継ぐわけですが、ここで問題になりましたのは先ほども申し上げました基本使用を含む維持管理費でございます。溝辺町の方々の維持管理費は、個人の負担はなく、町の方で約**1,500万**ほどの面倒を見ていただいております。国分市、隼人町、牧園町の方々は毎月千円の基本使用料を払っておられます。この取扱いを続けてまいりますと、同じ市民で同じサービスを受けながら、一方は無料、一方は千円ということで不公平になることとなりますので、調整案といたしましては、溝辺町のケーブルテレビ事業は、3年間ですが、平成**19**年度までは現行のとおり運営するが、**20**年度以降の運営については、新市において調整するといったしました。それから、未整備地域の拡大につきましては、**60億**と多額の金額を必要とすることから、財政状況を勘案しながら新市において調整するといったしました。なお、参考資料として**12**ページから**14**ページまで関係法令、先進地事例を掲載いたしておりますので、ご覧ください。以上、協議第**54**号、その他事業の企画関係事業について（協定項目**25-27-②**）の提案説明を終わります。ご協議をよろしくお願いいたします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま企画専門部会から提案説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。はい、木場委員。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

3の辺地計画の件でお伺いいたしますが、「新市において新たに辺地として指定できる地域については」とありますけれども、この辺の地域が何箇所ぐらいあるのか。また、具体的な検討をされておられるんだったら、その地域はどこなのか。また、特別措置法においては「当分の間」としてありますが、その辺の期限はいつ頃まで見込めるのか。説明をお願いします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

今、辺地計画の新たに設定できる区域の検討ですが、現在のところ専門部会ではいたしておりません。出てまいるのが、国分市が本庁になりますので、その分

の距離が長くなって今まで辺地の指定を受けていなかった所も出てくる可能性もあるというようなことでそのような文言を入れさせていただきました。まだ具体的な検討はいたしておりません。ちょっと2番目の質問をもう1回お願いしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会委員（木場 幸一）

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第1条の中で「辺地を包括する市町村について当分の間」としてありますが、この辺の期間はおよそどれぐらい、いつまで頃か見当はつかないものかどうかですね。それと、まだその辺地に指定できる区域は検討されていないというようなことですが、その辺は合併までに、頃までに、いつ頃までに検討されるものか。その辺をお伺いします。

○始良中央地区合併協議会企画専門部会長（塩入谷 政秋）

法律に出てまいります「当分の間」というのは、これはもちろん時限立法じゃございませんので、場合によっては辺地の法律もなくなるというようなことかというふうに思っています。あとその計画の方ですが、合併までには全部調査をしたいというふうに思っています。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ほかにございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

それでは、質問等がないようでございますので、協議第54号のその他事業【企画関係事業】の取扱いについて（協定項目25-27-②）は終わらせていただきます。以上で次回の協議事項については終わらせていただきますが。（「議長、その他ですね。」と言う声あり）、はい、これで締めさせていただきます。この3件につきましては次回の会議で協議していただくこととなりますので、よろしくお願いたします。次に、会議次第6のその他でございますが、何かございませんでしょうか。前田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）

一番基本的なことです是非この際確認をさせていただきたい点が1点だけございます。今日ご協議いただきました町名・字名、この取扱いの中で、特にですね町名の呼び方の取扱いについてでございます。今後新市が予定どおりできてですね将来的に、例えば、各種の手続きによっては書類提出時にですね住所にルビを振る必要性のある書類等あるわけですね。その時に「きりしまし〇〇ちょう」とルビを振るのか、「きりしまし〇〇まち」と呼ぶのか。この取扱いなんです。ほかにはまた各種事業等の推進においてですね読み上げ等の統一感、あるいは、また、表彰行為、あるいは様々な事業におけるふるさと紹介の時の自分たち

の地域をどう紹介していくか。その時のこと等考えますと、この際ですね、やっぱりこの協議会の協議が決定事項となっていくことを考えますと、統一感を持たした、新市に向けての統一感を持たしたですね必要性というものを私としては感じるんですが、事務方の考え方、そして、また、必要があれば、そのことについて一定の約束事をしていく必要があるのではないかと思いますので、ご協議をお願いします。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

私の方から、先ほど整理をさせていただきましたのは、隼人が「隼人町（ちょう）」ということでそれぞれお話があったんですが、今改めてご提言がありました。これは統一した方がいいんじゃないかというようなご趣旨のようでございますが。はい、福島委員。

○始良中央地区合併協議会委員（福島 英行）

すいません。その前にですね訂正をお願いをしたということで事務局の方にもお話をしておりました。この件につきましては、再度またうちの委員の方で話が出まして、最終的にやはり「横川町（ちょう）」と、今までやっているそれでいこうということで訂正方をよろしく願いしておきます。あと、今、前田委員の言われたことはまたこの次ですけれども、当初「横川町（まち）」でもどうのこうの言いましたけれども、やはり今の「横川町（ちょう）」というのでいきたいということで訂正をお願いをいたしたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

もう先ほど整理をさせていただき、これまでまた統一するのかどうかと今ご提言でございますが、先ほど協議をしていただきまして、「町（まち）」があったり、「町（ちょう）」があったり、付けたり、付けなかったりということで一定の整理はしていただいたんですが、さて、いかがでしょうか。もう今、横川さんは「町（ちょう）」だということで、はい、訂正いただきましたんで。林委員。

○始良中央地区合併協議会委員（林 麗子）

ちょうどせんだって終わりました名称委員長の立場から申し上げさせていただきたいと思います。霧島市とほか2を名称委員会で提言いたしました時に町名・字名は旧来のものを使用させていただきたいという希望的観測といいますか、提言をさせていただきまして、専門委員会の方で今のような状態になった経過がございます。それで私、これは皆様のご自由ではなかろうかとは思いますが、けれども、やはり私どもには古来からの文化、馴染みがございます。鹿児島県は、町名とは違うんだぞということもあるんですけれども、従来の、鹿児島県は全部「ちょう」という呼び名で言っております。と申しますのは、全国レベルでそれこそ北国から南国の、南の国の約半分となりますかね、そういうことでいつも、

北海道とか、関東とか、関西もそうでもあるんですけども、表彰状を読む時にいつも聞くのは、ここは「ちょう」ですか、「まち」ですかということをお聞きします。するとほとんどが、「長野県辰野町（まち）」とか、「埼玉県何町（まち）」とか、ほとんど北の方は「まち」で呼んでおります。すると、九州の中でも「まち」と言う所はありますけれども、南九州、そして、特に鹿児島県は「ちょう」という呼び名で従来きておりまして、それで、それに、是非論は申し上げないんですけども、やはり文化、馴染み、そういうもので私どもが申し上げる時には「町名（ちょうめい）と字名は」と簡単によどみなく申し上げます。というのは、「町名（まちめい）と字名は」ということを言わないわけで、ほとんど「ちょう」というものに対して馴染みが深いということを考えてみますと、やはり、これは絶対ということではありませんが、「ちょう」というのは私どもの鹿児島の馴染みの深い呼び名であろうと思っておりますので、ただこれは提言でございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、前田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）

事務局にお尋ねしますが、先ほど確認しましたけれども、横川さんが再度「ちょう」という呼び方にこだわりたいということでもございました。今、委員長さんの説明をお聞きしますと、それこそ馴染み深さ、親しみやすさという意味でしょうか、「ちょう」という呼称でという雰囲気を感じました。そこで先ほど、それぞれの協議によって示された呼称の読み方は全部「ちょう」と統一感を持たせる方向で確認をいただきたいと思いますが、いかがでしょうかね。うちだけ「まち」になってる。どうですか。（「溝辺は『まち』」と言う声あり）、いけなもんですかね。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

先ほどですねそれぞれご議論をいただきながら、そして今も提言があったんですが、どうしてももう統一してこだわるのかどうか。さっきは「町」を付けることでどうかということから入ったんですが、今度はまた。はい、原田委員。

○始良中央地区合併協議会委員（原田 統之介）

これは福岡県の場合はですね、私の本籍地だけが「ちょう」で、あとは全部「まち」らしいんですが、「遠賀町（ちょう）」と言いますけどもですね、あとはみんな「まち」らしいですよ。ですから、無理に統一する必要はないんじゃないかと思いますが。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

いかがでしょうかね。先ほどご議論。はい、稲垣委員。

○始良中央地区合併協議会委員（稲垣 克己）

よろしいですか。議長大変だと思うんですね。一旦こうやって決まったわけですので、何回も蒸し返していると大変だと思うんですね、議事の進行。ですから、一旦決まったものは、特別ですね、横川の福島町長から提案がありましたけれども、そういうのは別としても、一旦決まったものは、それを踏襲された方が、もう何回もまた繰り返すことになると思うんですけどねえ。大変だと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、今、稲垣委員の方からございましたが、先ほどそれぞれの町におきまして協議をいただいてお話をいただいたと。横川の方だけが「ちょう」という形の修正をさせていただきたいということでございますので、先ほどお話があった形でこれを整理するという、取りまとめるということでよろしゅうございますか。はい。

○始良中央地区合併協議会委員（前田 終止）

それではですね、私の町でも一応今協議をさせてもらったんですが、「ちょう」という呼び方でお願いを申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、横川、それから牧園が「まち」から「ちょう」ということでされましたけれども、先ほど申し上げますように、それぞれの町の考え方を尊重したいということで取扱いをさせていただくということで、その修正部分につきましては修正された形で、ご承認と言うんでしょうか、そういう取扱いをするということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

それでは、最終的にそういう取扱いとさせていただきます。（「議長」と言う声あり）、はい、事務局の方、その他の所で、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

いえ、今の件についてでよろしいでしょうか。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい。

○始良中央地区合併協議会事務局長（藤田 満）

今扱いについては決まりました。ただし、今その他の所で協議をしていただくような形になりました。正式にはやはりこれは協議事項として提案をしているものでございまして、この先ほど協議が整ったものをいわゆる変更する形での決定という形になるかと思っておりますので、再度協議事項として再提案をこの件をしていただいて、そして正式に今申し出になった2町についての取扱いを協議事項として承認するというにさせていただければと非常に助かると思うんですが、よ

ろしくお諮りいただきたいと思います。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

それでは、手続き上の部分でございますので、事務局の方、修正は申し入れがあった分を含めて再提案ということでお示しをいただきたいと思います。お示しをいただきますと、それで協議をしたいと、今日決定いたしたいと思いますので。今でしょう、今。事務局の方で、はい。はい、最終、はい、再度事務局の方で。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、再度結果を申し上げます。町・字の区域については、現行のとおりする。2、町・字の名称については次のとおりとする。1、国分市については、「国分市〇〇」を「霧島市国分〇〇」に置き換える。2、溝辺町については、「始良郡溝辺町〇〇」を「霧島市溝辺町（まち）〇〇」に置き換える。横川町については、「始良郡横川町〇〇」を「霧島市横川町（ちょう）〇〇」に置き換える。牧園町については、「始良郡牧園町〇〇」を「霧島市牧園町（ちょう）〇〇」に置き換える。霧島町については、「始良郡霧島町〇〇」を「霧島市霧島〇〇」に置き換える。隼人町については、「始良郡隼人町〇〇」を「霧島市隼人町（ちょう）〇〇」に置き換える。福山町については、「始良郡福山町〇〇」を「霧島市福山〇〇番地」とする。以上です。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ただいま事務局の方から、専門部会の方から提案がございましたように、字名・町名につきましてはこのとおり取り扱うということでご異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」と言う声あり]

異議なしということで、そのとおり取り扱うことに決定をさせていただきます。それでは、そのほか事務局の方から何かございませんでしょうか。はい、事務局。

○始良中央地区合併協議会事務局次長（濱崎 正治）

それでは、平成**16**年事務事業一元化作業スケジュール等について説明を申し上げます。資料はありますでしょうか。これにつきましては会長があいさつの中で若干触れられました。それでこれに、作成につきましては、昨年の7月**24**日、第4回の協議会で承認いただきました合併の期日について平成**17**年2月を目標とするということを達成するために逆算的につくって、スケジュールをつくっております。そして、また、その時併せて資料の中で合併までの主な流れということで説明をいたしました、例えば、9月の1市6町の定例議会で廃置分合の議決予定とか、そして8月に合併協定書の調印予定、そして7月に住民説明会を行うというようなことも併せて書いております。まず、事務事業一元化業務ですけれ

ども、①の所を見ていただきたいんですけれども、今日三つ承認いただきました。51項目のうち38項目の承認をいただいたこととなります。あと残りにつきましては、4月、5月、6月までに完全に終わらせたいというふうに考えております。そして、②番ですけれども、今まで承認された調整方針の中で「合併までに調整する。」ということにつきましては平成17年2月までにすべて終わらす必要がございます。そしてその中身を大きく分けて三つに分けられるんじゃないかというふうに考えております。まず、③番目、住民に密接な関係がある項目の整理、これにつきましては7月に住民説明会を予定しておりますので、できるだけ説明会までに間に合うものにつきましては、4月、5月で分科会、専門部会、そして幹事会等で結論を出していきたいというふうに考えております。そしてその住民説明会の資料作成につきましては、5月、6月かけて作成していきたいと思っております。それと⑤番、平成17年度予算にリンクするもの、これにつきましてはその下の財政業務の欄をちょっと見ていただきたいんですけれども、⑦番に9月半ばまで財政シミュレーションの若干の見直しをする必要がある。そして予算編成作業も9月半ばまで終わらせて、9月半ば以降予算、17年度の予算ヒアリング、そして予算査定というような経過をとって17年2月に合併に向けていきたいというふうに考えておりますので、⑤番になりますけれども、17年度予算に関係があるものについては9月半ばぐらいまでに結論を出す必要があると考えております。それと⑥番、例規原案に関係するものにつきましては、一番下の新市例規策定業務でありますけれども、新市がスタートするまでの間に例規で700本とか、800本の例規が必要だとも言われております。平成17年2月までに、2月にスタートするわけですので、例規にリンクするものにつきましては10月までに結論を出す必要があるというふうにも考えておりますので、今後分科会、専門部会、幹事会等で審議をしてまいりたいと思います。それと上から3番目に「事務作業の統一確認業務」と書いておりますけれども、これにつきましては今1市6町でそれぞれいろいろな各種申請とか、行政サービス等を行っております。やり方一つについても若干違う所があると思います。それで新市になるわけですから、1市6町どこの総合支所に行っても同じ流れで作業することが必要ですので、そのあたりの統一をする。そして確認をする。そして住民生活に混乱を来さないようにする必要がありますので、17年2月までにその作業を終えていきたいと思っております。以上で今後のスケジュールについて説明を終わります。よろしく申し上げます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

ただいま事務局の方からスケジュールについて説明がございましたが、何かご質問等ございませんか。

[「なし」と言う声あり]

そいじゃあほかにもございませんでしょうか。事務局、はい。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

会議の日程のご連絡をさせていただきます。二つございます。まず1点目でございますが、合併協議会の本体資料、表紙に写真が掲載してある資料でございますが、1ページ目、会議次第の一番下の方でございます。次回の合併協議会の開催日程は、4月8日（木曜日）午後1時**30**分から国分シビックセンター多目的ホールで開催いたします。なお、幹事会の日程の都合上、申し訳ございませんけれども、次回の合併協議会の資料につきましては、4月5日（月曜日）、4月8日が合併協議会ですが、その3日前の配付ということでご容赦お願いしたいと思います。よろしくお願いたします。それから、2点目でございますが、2ページ目の諸般の報告の一番下の今後の予定でございますけれども、4月8日、第**16**回議会議員の定数及び任期検討小委員会ということで書いてございますが、変更になっておりました、議会議員の小委員会の方は4月**21**日（水曜日）に変更になっております。時間、それから場所については同じでございます。以上でございます。

○始良中央地区合併協議会会長（鶴丸 明人）

はい、ありがとうございました。ほかにはございませんでしょうか。

[「なし」と言う声あり]

ないようでございますので、本日の議長の役目を終わらせていただきます。本日も大変長い時間にわたりまして熱心なご協議を賜り誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

○始良中央地区合併協議会事務局参事（仙場 裕也）

以上をもちまして第**21**回始良中央地区合併協議会を終了させていただきます。

「閉 会 午後 4時43分」